(4) 事務局長は、次のことを行う。
(a) 地域のマクロ経済及び金融の状況並びに政策に関する定期的な評価を執行委員会に提供すること。
(b) 執行委員会に対して責任を負い、及び執行委員会の一般的監督に服すること。
(c) ＡＭＲＯの職員の長であり、執行委員会が別段の決定を行う場合を除くほか、職員の組織及び任免並びにＡＭＲＯの任務の遂行の全般について責任を負うこと。
(d) ＡＭＲＯを代表し、ＡＭＲＯの経常的業務を行うこと。
(e) 執行委員会に年次報告を提出すること。
(f) 検討及び承認のため、ＡＭＲＯの定員に関する計画、年次予算及び年次事業計画を執行委員会に提出すること。
(5) 事務局長及び職員は、任務の遂行に当たり、ＡＭＲＯに対してのみ責任を負い、その他の当局に対しては責任を負わない。加盟者は、この責任の国際的な性格を尊重し、これらの任務の遂行について、職員に影響を及ぼす全ての企図を差し控えなければならない。
(6) 事務局長は、職員の任命に当たり、最高水準の能率及び技術的能力を確保することを最大限重視した上で、地域内のできる限り広範な地理的基礎に基づいて職員を採用することの重要性についても十分な考慮を払う。

第十二条　秘密性

代理及び代理代行、諮問委員会の委員、事務局長及び職員、ＡＭＲＯのための任務を遂行する専門家その他ＡＭＲＯのために又はＡＭＲＯとの関連で活動しており、又は活動した者は、執行委員会が承認する場合を除くほか、任務を遂行している間又は遂行しようとする間に受領した情報を開示してはならない。当該情報の秘密性を保持する義務は、ＡＭＲＯのための任務が終了した後も継続する。この協定において、「ＡＭＲＯのための任務を遂行する専門家」とは、ＡＭＲＯとの契約に基づき、ＡＭＲＯの目的及び任務を遂行する専門家をいう。

第十三条　予算及び財政

(1) ＡＭＲＯは、その任務を効果的に遂行するために必要な資金を提供される。
(2) ＡＭＲＯは、国際的な基準に従い、財政規則及び手続を定める。ＡＭＲＯは、健全かつ慎重な財務管理に関する政策及び慣行並びに予算に関する規律であって、国際的な最良の慣行に合致するものを遵守する。
(3) 事務局に関する経費については、接受国であるシンガポール共和国が合理的な基礎に基づいて負担し、及び適時に送金する。
(4) 残余の全ての経費（人的資源に関連する経費を含む。）は、付表に定める分担金の割合に従い、加盟者が負担する。加盟者は、自己の年次予算について承認を得た上で、適時に分担金を送金する。
(5) ＡＭＲＯは、執行委員会が別段の承認を行わない限り、資金の借入れを行うことができない。

第十四条　連絡

(1) 各加盟者は、ＡＭＲＯがこの協定の下で生ずる事項に関して連絡することができる適当な公的機関を二まで指定することができる。ＡＭＲＯは、その全ての連絡を当該公的機関に対して行う。
(2) ＡＭＲＯがある行為をする前にこの協定の下で加盟者の同意が必要となる場合において、執行委員会が当該行為の提案を当該加盟者に通告するに当たって定める合理的な期間内に当該加盟者が書面による異義を申し立てないときは、当該同意が与えられたものとみなす。

第十五条　所在地

ＡＭＲＯの本部は、シンガポール共和国に置く。

第四章　地位、特権及び免除

第十六条　地位、特権及び免除の目的

ＡＭＲＯが効果的にその目的及び任務を遂行することを可能にするため、ＡＭＲＯに対し、各加盟者の領域において、この協定に規定する法的地位、特権、免除及び課税免除を与える。

第十七条　ＡＭＲＯの法的地位

ＡＭＲＯは、完全な法人格を有し、特に、次のことを行う完全な法的能力を有する。
(a) 契約を締結すること。
(b) 不動産及び動産を取得し、及び処分すること。
(c) 訴えを提起すること。

第十八条　ＡＭＲＯの特権及び免除

(1) ＡＭＲＯは、あらゆる形式の訴訟手続の免除を享有する。ただし、ＡＭＲＯがいずれかの訴訟手続のため又は契約の条件によって免除を明示的に放棄するときは、この限りでない。
(2) ＡＭＲＯの財産及び資産は、所在地及び占有者のいかんを問わず、行政上又は立法上の措置による捜索、徴発、没収、収用その他あらゆる形式の押収、強制処分又は抵当権の実行を免除される。
(3) ＡＭＲＯの記録及びＡＭＲＯが所有し、又は保管する文書は、不可侵とする。
(4) ＡＭＲＯの全ての財産及び資産は、ＡＭＲＯの任務を遂行するために必要な範囲内で、いかなる性質の制限、規制、管理及びモラトリアムをも課されない。
(5) 各加盟者は、ＡＭＲＯの公用通信に、他の加盟者の公用通信に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。
(6) ＡＭＲＯの公用信書その他の公用通信は、検閲してはならない。この条の規定は、加盟者とＡＭＲＯとの間の合意により定める適当な安全保障上の措置をとることを妨げるものと解してはならない。
(7) ＡＭＲＯ並びにＡＭＲＯの資産、財産及び収入並びにＡＭＲＯの業務及び取引については、全ての内国税及び関税を免除する。ＡＭＲＯは、また、公租公課の納付、源泉徴収又は徴収の義務を免除される。もっとも、ＡＭＲＯは、事実上公益事業の使用料に過ぎない税の免除は要求しないものと了解される。

第十九条　ＡＭＲＯの人員の特権及び免除

代理及び代理代行、諮問委員会の委員、ＡＭＲＯの事務局長及び職員並びにＡＭＲＯのための任務を遂行する専門家（以下「ＡＭＲＯの人員」という。）は、次の特権及び免除を享受する。
(a) ＡＭＲＯが放棄する場合を除くほか、公的資格で行った口頭及び書面による陳述並びに行為についての訴訟手続からの免除並びに公用の書類及び文書の不可侵
(b) 当該ＡＭＲＯの人員がその所在する加盟者の市民又は国民でない場合には、当該加盟者が他の加盟者の同等の地位の代表者及び職員に対して与える出入域制限、外国人登録義務及び国民的服役義務の免除並びに為替制限に関する便宜と同一の免除及び便宜
(c) 加盟者が他の加盟者の同等の地位の代表者及び職員に対して与える旅行上の便宜に関する待遇と同一の待遇
(d) 当該ＡＭＲＯの人員がその所在する加盟者の市民又は国民でない場合には、ＡＭＲＯが支払った給料及び手当に対する課税の免除

第二十条　実施

(1) 各加盟者は、第十七条から前条までに規定するＡＭＲＯ及びＡＭＲＯの人員の法的地位、特権、免除、課税免除及び便宜を自己の領域内で実施するために必要な措置をとり、かつ、その措置をＡＭＲＯに通報する。
(2) この協定の他の規定にかかわらず、この協定に規定する法的地位、特権、免除、課税免除及び便宜については、ＡＭＲＯが所在していない加盟者の領域においては、当該加盟者の法令が認める範囲内で、ＡＭＲＯ及びＡＭＲＯの人員に与えることができる。もっとも、当該加盟者は、執行委員会が決定するＡＭＲＯにとって基本的に必要な第十八条及び前条に規定する特権、免除、課税免除及び便宜を尊重する。
(3) この協定の規定は、いかなる意味においても、いずれかの加盟者が自己の領域内にＡＭＲＯが所在することによりＡＭＲＯ及びＡＭＲＯの人員に今後与える特権及び免除を制限し、又は害するものではない。この協定は、この協定の規定を調整し、又はこの協定により与えられる特権及び免除を拡張し、若しくは縮少する補足的取極を加盟者とＡＭＲＯとの間で締結することを妨げるものと解してはならない。